

○令和5年度エシカル消費及び消費者志向経営推進事業実施業務の公募に係る説明書

令和5年4月10日に公告した令和5年度エシカル消費及び消費者志向経営推進事業実施業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり必要な手続き等については、関係法令によるほか、この説明書による。

1 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和5年度エシカル消費及び消費者志向経営推進事業実施業務

(2) 委託業務の目的

消費者市民社会の形成を目指し、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費や消費者志向経営の推進を図る。

(3) 委託業務の内容

令和5年度エシカル消費及び消費者志向経営推進事業実施業務委託仕様書のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

(5) 見積限度額

1,180,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、この金額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 参加者の資格に関する事項

当プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に該当する者ではないこと。
- (7) 茨城県内に本店又は支店等を有すること。

3 企画提案の参加手続き

当プロポーザルに参加しようとする者は、あらかじめ企画提案参加申請書（様式第1号）を作成し、提出すること。

(1) 担当部局

茨城県県民生活環境部生活文化課 生活担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2829（直通）

FAX 029-301-2848

- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限
令和5年4月21日(金) 午後5時必着
- (4) 提出方法
持参又は送付(送付記録が残るもの)に限る。

4 企画提案書の提出手続き

- (1) 担当部局
上記3(1)に同じ。
- (2) 提出書類及び提出部数
企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。
 - ① 企画提案提出書(様式第2号) 1部
 - ② 企画提案書(任意様式) 6部 ※無記名5部、社名記載1部。
・仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1 実施方針	エシカル消費・消費者志向経営に関する講演会の内容
	エシカル消費普及啓発のための資材の内容
	その他プロポーザル参加者が提案すること
3 実施体制	スタッフの配置や体制、企画運営を行うための行程表(スケジュール)
4 参考見積	費目ごとに区分し、積算根拠が明確なもの

- ・日本工業規格A列4番規格用紙を用いること。
- ③資格要件に係る申立書(様式第3号) 1部
- ④会社概要(パンフレット等) 1部
- (3) 提出期限
令和5年4月25日(火) 午後5時必着
- (4) 提出方法
持参又は送付(送付記録が残るもの)に限る。
- (5) 提出先
上記3(1)の担当部局に同じ。

5 業務委託者の選定

- (1) 選定方法
提出された企画提案書に基づき書類審査を行い、審査を通過したものについては担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価項目により書類審査を行う(プレゼンテーションは実施しない)。
- (2) 企画提案内容を審査するための評価項目

区分	評価項目
① 理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
② 独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③ 具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④ 事業遂行体制	作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。
⑤ 総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

(3) 審査結果の通知

- ・審査結果は、決定後速やかに通知する。
- ・審査の内容については一切公表しない。
- ・結果についての異議申し立ては一切認めない。

(4) 業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

6 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和5年4月20日（木）午後5時までに、担当部局へのFAX（様式任意）にて受け付ける。

なお、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

7 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書について、ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 採択された企画提案書（ポスター、チラシ等を含む）の著作権は茨城県に帰属する。
- (6) 採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。